

中国税務速報

2015年12月20日

●1 技術譲渡所得に係る企業所得税の関連問題に関する公告

国家税務総局は2015年11月16日に「技術譲渡所得に係る企業所得税の関連問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第82号)を公布しました。

本公告により、2015年10月1日から、中国国内にある内国法人が5年以上の非独占的使用許諾権を取得した技術譲渡所得について、企業所得税優遇政策適用対象の技術譲渡所得に含めることになりました。内国法人の年間技術譲渡所得が500万元以下の部分は、企業所得税の免税扱いになり、500万元を超えた部分は、その50%相当分に対して、企業所得税を課税します。なお、ここにいう5年以上の非独占的使用許諾権の技術は、法人がその所有権を有する技術のみに限定されています。技術所有権の帰属は國務院行政主管部門に認定されます。

本公告により、企業所得税優遇政策適用対象になった技術譲渡所得は、技術譲渡収入から、無形資産償却費用、関連税金に期間償却費用を差し引いた後の額とします。なお、所得計算に係る技術譲渡収入、無形資産償却費、関連税金などを細分化し、自家用または対外使用許諾のある無形資産償却について、受益原則に従い、合理的な配分を行う必要があります。

本公告は2015年10月1日から施行されます。本公告施行日から、内国法人が5年以上の非独占的使用許諾権を認識した技術の譲渡による収入は、本公告により施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1919819/content.htm>

●2 株式報酬と資本金への組み入れに係る個人所得税徴収管理の問題に関する公告

国家税務総局は2015年11月16日に「株式報酬と資本剰余金から資本金への組み入れに係る個人所得税徴収管理の問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第80号)を公布しました。

本公告により、株式報酬の税務上価額は株式を取得した際の公正なる市場価格により確定されます。株式報酬に係る個人所得税額を算定するにあたって、規定月数は従業員の実質勤務月数により確定されます。従業員の勤務月数は12カ月を超えた場合には、12カ月とされます。

本公告により、非上場または全国中小企業株式譲渡システムに登録されていない中小ハイテク法人がその個人株主に対して、未処分利益、利益積立金、資本準備金から資本金への組み入れにあたって、財税[2015]116号に規定されている要件を満たした場合には、それに係る個人所得税を分割払いで納付することが認められます。ただし、企業は株式報酬、資本金への組み入れが発生した翌月の15日までに源泉徴収をしなければなりません。

なお、上場企業または全国中小企業株式譲渡システムに登録されている企業の資本金への組み入れ(株式発行益による資本準備金から資本金への組み入れを含まない)については、現行の配当差別化の政策により実施されます。

本公告は2016年1月1日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1915569/content.html>

●3 「企業所得税優遇政策事項の処理弁法」の公布に関する公告

国家税務総局は2015年11月12日に『「企業所得税優遇政策事項の処理弁法」の公布に関する公告』(国家税務総局公告2015年第76号)を公布しました。

本弁法により、届出とは、企業が自発的に租税優遇政策の要件を満たしており、企業所得税優遇政策の適用対象と判断したうえで、税務局に「企業所得税優遇事項届出書」(以下、「届出書」と略称する)を交付し、本弁法の規定により関連の資料を提出することを指します。

届出の時期については、企業は確定申告の納税申告の前に届出なければなりません。届出書は主に「届出書」とそれに関する資料から構成されます。企業は定期的な減免税扱いを受ける場合には、適用開始事業年度に届出する必要があります。減免税の開始から終了までの期間内にわたって、企業が適用する優遇政策条件が変更されていない限り、再び届出を申請する必要はありません。

なお、届出は、正常備案と変更備案という2種類があります。企業が関連資料を保管する期限は優遇税制適用後の10年間とされています。税務上の優遇事項が会計処理との間に差異があった場合には、保管期間は差異が解消した後の10年間とされています。

また、多種の優遇税制適用対象に該当した場合には、個別方式による届出が必要とされています。

本弁法施行前にすでに審査もしくは届出受理が完了した定期的な減免税については、再び届出を申請する必要はありません。本弁法は2015年以降の開始事業年度から適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1907412/content.html>

●4 2016年度関税調整方案に関する通達

国务院関税税則委員会は2015年12月4日に「2016年度関税調整方案に関する通達」(税委会「2015」23号)を公布しました。

輸入関税税率の最恵国暫定税率については、2015年から施行された暫定税率の適用対象に、ウール製上着などの商品を加え、サングラスなどの商品の暫定税率を下げ、電気制御ディーゼル噴射装置及び部品などの商品の名称と範囲を調整し、ノンリタンバルブなどの商品の暫定税率を取り消し、最恵国税率の施行を回復し、ジェット織機などの商品の暫定税率を上げます。協定税率及び特惠税率については、関連国家または地域と締結した貿易または関税優遇協定により調整を行いました。

輸出関税税率については、高純度銃などの商品の輸出関税を下げ、リン酸などの商品に対し輸出関税を免除します。

一部の税目に対し調整しました。調整後、2016年の税目数は合計8294になります。

以上の方案は、2016年1月1日から施行されます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201512/t20151209_1604527.html

●5 税務行政許可事項目録の公布に関する公告

国家税務総局は2015年12月1日に「税務行政許可事項目録の公布に関する公告」(国家税務総局公告2015年第87号)を公布しました。

本公告は国家税務総局が行政審査事項目録の更新を決定し、保留となった8項目の税務行政許可事項の名称、設定根拠、審査対象と審査部門を明記しています。同時に、税務局が「中華人民共和国行政許可法」の関連規定により税務行政許可を実施し、「税務行政審査制度改革の強化に関する国家税務総局の

意見」(税総発「2015」102号)を徹底的に実行し、税収管理とサービス機能をより高めることを強調しています。

同8項目の税務行政許可事項は、企業の発票発行についての審査、納税者の延期納税についての審査、納税者の申告期限延長についての審査、納税者の納税定額の変更についての審査、増値税専用発票(増値税インボイスコントロールシステム)の最上限についての審査、実質課税所得の予納の以外の企業所得税予納方法の採用についての審査、外国法人がその主たる場所を選択しまとめて企業所得税を納付することについての審査、印紙税発票の販売代理についての許可が含まれています。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1931745/content.html>

●6 商業健康保険に係る個人所得税政策の試行に関する通達

財務部、国家税務総局と保険監督管理委員会は2015年11月27日に「商業健康保険に係る個人所得税政策の試行に関する通達」(財税「2015」126号)を公布しました。

本通達により、商業健康保険に係る個人所得税政策の試行拠点には4つの直轄市その他省区の都市が含まれています。ここにいう商業健康保険とは、保険会社が個人税収優遇型の健康保険商品のガイドライン及びサンプル条項により開発し、要件を満たす健康保険商品を指します。加入対象者の既存保障項目とニーズの違いにより、規定に該当している健康保険商品は3種類があり、それぞれ以下の人に適用されます。

1. 公費医療あるいは基本医療保険の実費精算後に個人負担の医療費用に対し実費精算という希望がある者
2. 公費医療あるいは基本医療保険の実費精算後に個人負担の特定高額の医療費用に対し実費精算という希望がある者
3. 公費医療あるいは基本医療保険に参加せず、個人負担の医療費用に対し実費精算という希望がある人者

上述の条件を満たす個人税収優遇型の健康保険商品については、保険会社は「保険法」の規定により保険監督管理委員会に提出し、審査を受けなければなりません。試行地の個人が規定に該当した健康保険商品を購入した支出は、2400元/年の上限により個人所得税の所得控除をできます。

本通達は2016年1月1日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1935601/content.html>